

令和2年5月吉日

保護者様

京都市立四条中学校
校長 山本 哲也

就学援助継続申込手続きのお知らせ

日頃は本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、就学援助継続手続きの書類を同封いたします。今年度も引き続き、就学援助を継続してご希望される場合は、申込手続きをお願いいたします。教育委員会の申込締切日は5月31日までですが、休校期間延長により、学校再開後、2週間以内に書類提出をお願いいたします。（担任からの電話連絡では5月22日までに提出とお伝えしていましたが、委員会の方針により急遽変更となりました）なお、手続きの都合上、継続のご意思の確認を電話連絡にてさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。下記をよくお読みいただき、申込書にご記入の上、提出の準備を進めていただきますようお願ひいたします。

なお、今年度就学援助を希望されない場合は、担任へお知らせ下さい。

記

提出書類

1. 継続認定申込書
2. 就学援助に係るマイナンバー申告書※

※昨年度から同居している方が同じ場合は「就学援助に係るマイナンバー申告書」の提出は必要ありません。申告書は抜いてお渡ししています。「継続認定申込書」だけを提出して下さい。ただし、満16歳（今年度高校2年生相当）の方や同居の方が増えておられる場合は新たに必要となった方のみ「就学援助に係るマイナンバー申告書」の提出が必要です。

（ 令和2年1月1日時点で京都市に住民票がない方などの場合のみ、マイナンバー記入ではなく、区役所など発行の課税証明書などを提出していただく必要があります。その場合は6月1日以降に発行される「令和2年度」のものが必要です。5月31日までは発行されませんので、ご注意下さい。 申込書のみ先に提出して下さい。

マイナンバー申告書の提出が必要な方は、上記1・2の書類と保護者(申込者)1名のマイナンバーが確認できる書類を持って本校へ直接ご持参ください。

○申込書裏面の委任状の欄をお読みの上、下線部に「四条中」とご記入下さい。

○振込指定口座は、本校預かり金振替口座の京都銀行の口座をご記入下さい。

○ご捺印（裏面に1ヶ所）は朱肉印をお使い下さい。スタンプ印（シャチハタなど）は使えません。

○すでに記入された部分を訂正される場合、二重線を引いた上、同じ印鑑で訂正印を押してからその近くの空白にご記入下さい。修正液・修正テープは使わないで下さい。

○2名以上お子たちが本校に在学の場合、それぞれ1枚ずつ「継続認定申込書」をご提出下さい。

裏面へ

○就学援助を受けておられる方は、以下の費用を納入していただく必要はありません。

・ジョイントプログラム（1年）、学習確認プログラム、スポーツ振興センター掛け金、
→ 学校預り金集金額から差し引きさせていただきます。

・給食費 → 「京都市中学校給食予約システム」にて入金はせずにお申し込み下さい。
(予約システムをご使用にならない方はマークシートをご提出下さい)

※その他の給付内容については同封のパンフレットをご覧ください。(柔道着の補助につきましては、本校での販売品購入の場合につき、在校中に1度ご申請いただけます)

学校預り金集金計画（変更月と変更金額）

1年生

(本来の集金計画)

7月	¥5,500
----	--------

(準要保護認定時集金計画)

7月	¥2,940
----	--------

⇒

2年生

(本来の集金計画)

7月	¥5,000
----	--------

(準要保護認定時集金計画)

7月	¥2,080
----	--------

⇒

3年生

(本来の集金計画)

9月	¥5,000
10月	¥2,185

(準要保護認定時集金計画)

9月	¥5,085 ※
10月	¥0

⇒

※3年生の集金については9月分が本来の集金額よりも増額しておりますので、ご注意下さい。

<注意！>

申込書は、この封筒に入れて学校再開後、
2週間以内にご提出ください！！